

令和8年2月2日

ご利用者・ご家族 各位
関係者 各位

三重県厚生事業団理事長

「三重県いなば園」における虐待事案の認定について（お詫び）

このたび、三重県いなば園において、利用者様への不適切対応が発生し、行政機関による調査を受けた結果、虐待と認定されましたことをご報告申し上げます。

法人、施設を挙げて虐待防止に向けた取組を進めている最中であつたにもかかわらず、このような事態となり、被害に遭われました利用者様、ご家族様に心から深くお詫び申し上げますとともに、いなば園をご利用いただいている皆様並びに関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1 認定事実

(1) 認定通知日：令和7年12月24日

(2) 認定件数：4件

(内訳)

① 職員1名が、

ア)利用者様の手を掴んで引きずる形で移動させた行為。(被害に遭われた利用者様1名)

イ)利用者様を移動させた部屋において、必要な要件を満たさないまま、約5分間施錠した行為。(被害に遭われた利用者様1名)

ウ)利用者様を、別の利用者様が移動させる際に手を掴んで引きずる形になったことを確認したにもかかわらず、適切な対応を行わなかった行為。(被害に遭われた利用者様1名)

② 職員1名が、興奮状態にある利用者様に対応するなかで行った、身体に外傷が生じるおそれのある行為1件。(被害に遭われた利用者様1名)

2 発生後の対応

(1) 上記1-(2)のアからウにつきましては、安全カメラの映像により状況を確認し、関係行政機関に報告を行い、調査に協力したところ、虐待として認定されました。

(2) 上記1-(2)の②につきましては、突発的かつ一時的に障がいの症状が強く現れた利用者様に対し、日常の平穏な状態へ戻っていただくことを目的として、当該利用者様および他の利用者様の安全確保に配慮しながら支援を行っていた職員の行為の一部について、適切性を欠くと判断しました。このことから、関係行政機関に報告を行い、調査に協力したところ、虐待として認定されました。

(3) 1-(2)の4名の利用者様については、いずれも負傷はなく、体調等に異常は認められませんでした。

(4) 利用者様のご家族へ連絡を行い、謝罪および状況の説明をいたしました。

3 今後の対応

これらの事案につきましては、いなば園虐待防止委員会などで発生要因の検証及び再発防止に着手しているところですが、引き続き県等の指導を受けながら「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版・令和6年11月修正）」に基づき、利用者様に寄り添った支援の提供、支援の質の向上と職員教育の強化、通報ルールの遵守など、さらなる改善に向けた取り組みを進めてまいります。